

お知らせ

◎平成 28 年分所得税確定申告納付期限 平成 29 年 3 月 15 日（水）
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 29 年 4 月 20 日（木）)

◎平成 28 年分消費税確定申告納付期限 平成 29 年 3 月 31 日（金）
(振替納税利用の場合の口座振替日 平成 29 年 4 月 25 日（火）)

2017

2月号

vol.38

NEWS LETTER

早いもので今年も 1 か月が経ちました。
トランプ大統領の傍若無人ぶりが連日のように報道されていますが、「中小企業の社長が大統領になっちゃった」というタイトルのドラマでも見ているかのようです。
会社経営の場合、優秀な社員が退職しイエスマンばかりが残された会社の行く末は火を見るよりも明らかですが、アメリカという国家の行く末はどうなっていくのでしょうか。
我々も多くを依存している国だけにドラマの展開に目が離せませんね。

- * Message From Staff
- * 医療費控除 Q&A

岡村 景明



OKAMURA
TAX ACCOUNTANT OFFICE
Management & Accounting

ニフイズ
100年先の企業を考える

岡村税理士事務所

兵庫県神戸市灘区永手町 5 丁目 2-24-202
TEL : 078-862-3186 / FAX : 078-862-3187
URL : <http://www.okamura-tax.jp/>

Message From Staff スタッフ紹介！！

① 名前

直江美佳

② 誕生日

2月28日（29日はない年でした！）

③ 血液型

O型

④ 好きな食べ物

牡蠣



⑤ 好きな色

薄いピンク

⑥ 好きな飲み物

金麦

⑦ 好きなこと

休み前日のコンサートのDVD鑑賞

⑧ 最近のマイブーム

もち麦（腸の調子を崩してから毎日食べています）

⑨ 好きなアーティスト

B'z

東方神起

⑩ 今、好きな曲

サイレントマジョリティー／欅坂46



⑪ 好きなキャラクター

ひこにゃん

（動いているひこにゃんは可愛く見える
コツを知っている。あざとい。。）



⑫ 今、これはもう絶対しないと決めてること

食べてすぐ横になる

⑬ なんで？

そのせいで腸が悲鳴をあげたから！

⑭ 生まれ変わったら何になりたい

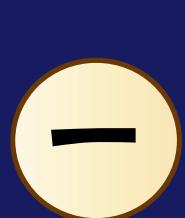
お客様のところのチワワのとあちゃん
(いつも幸せそうに寄り添いながら
寝てくれます♪)



- ⑯ 死ぬまでにしたいこと
スキューバダイビング
- ⑰ 至福の時
**朝目が覚めて平日か土曜かわからなくて土曜と判明した
瞬間の二度寝。zzz**
- ⑱ お勧めのスマホアプリ
**チャットワーク  (仕事版LINEです！ぜひ弊所との
連絡にはチャットワークをご利用ください！)**
- ⑲ 人には見せられない、一人飯の時にする美味しい食べ方
**八宝菜に大量の酢をかけて食べる
(事務所でも人に見られないようにコッソリかけます。
でもバしてます。)**
- ⑳ 歯磨きは起きてすぐ？朝食後？
起きてすぐ
- ㉑ 今、観たい映画
**手紙（もう一度観たいですが、心が苦しくなるので
なかなか踏み出せない）**
- ㉒ 次かさずに観る番組
ザザエさん
- ㉓ 我が家のオリジナル料理
**母お手製
トマトチーズ鍋**
- ㉔ 寝る時の服
**ユニクロの
ムーミンのスウェット**
- ㉕ 今、欲しい物
**ダイソンのドライヤー
(髪が3分くらいで乾けば最高)**
- ㉖ 大事な物（人以外で）
**キーケースについてるドラ○モン
(友達からのプレゼント)**
- ㉗ 座右の銘は？
**恩送り
(数年前に事務所クレドを作る時に知った言葉です)**



お近くにお越しになられた際は、
是非、お気軽に立ち寄りください。



① 名前

芦谷久美子

② 誕生日

9月4日。西暦も必要ですか？（笑）

③ 血液型

A型。

④ 好きな食べ物

豆料理（大豆、黒豆、金時豆、豆ならなんでも！）

⑤ 好きな色

金（金運アップしそう…）



⑥ 好きな飲み物

コーヒー、生ビール。

⑦ 好きなこと

- ・寒～い夜に空を見上げる（星が綺麗だと嬉しい）
- ・夏のキャンプ（山方面限定）

⑧ 最近のマイブーム

米麹の甘酒をなるべく毎日飲むこと。



⑨ 好きなアーティスト

- ・Pentatonix
- ・TaylorSwift
- ・福山雅治
- ・ザザンオールスターズ



⑩ 今、好きな曲

手紙／アンジェラ・アキ



（15歳だった、

大昔の私に聴かせたいです）



⑪ 好きなキャラクター

ふなっしー。でも、もうすぐ引退？寂しい…



⑫ 今、これはもう絶対しないと決めてること

お酒を飲みすぎること。

⑬ なんで？

翌日、しんどすぎるから（涙）

⑭ 生まれ変わったら何になりたい

めっちゃ運動神経抜群な人。

⑯ 死ぬまでにしたいこと

もう一回いいからパスポート持って。

飛行機乗って何処か行きたい。

出来ればビジネスクラス以上に乗りたい。

⑰ 至福の時

お風呂からの、お布団。

⑱ お勧めのスマホアプリ

LINE バブル2 ハマってます！



⑲ 人には見せられない、

一人飯の時にする美味しい食べ方

スマホゲームで遊びながらのご飯。

（美味しい訳ではないけど、特に

子供の前では絶対出来ないから1人飯の時限定）

⑳ 歯磨きは起きてすぐ？朝食後？

虫歯になりやすいから朝食後。

㉑ 今、観たい映画

レ・ミゼラブル。

少し古いけど、録画してる
ので早く観たいです。



㉒ 欠かさず観る番組

水曜日のダウンタウン。

㉓ 我家のオリジナル料理

お豆と野菜たっぷりドライカレー+雑穀米。

㉔ 寝る時の服

ユニクロのパジャマ。

㉕ 今、欲しい物

自分の車

㉖ 大事な物（人以外で）

洗濯機。

洗濯魔なんです。



㉗ 座右の銘は？

他人は変えれない、でも自分は変われる！

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分





医療費控除って聞いたことあるけど合計10万円ないとダメとかどうとか...???
あれは控除の対象なの???これは控除の対象なの???
今年もじっくり見てていきましょう♪



医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが...

医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

○医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - 10\text{万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

注:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> 医師、歯科医師による診療や治療の対価 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 助産師による分べんの介助の対価 医師等による一定の特定保健指導の対価 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 健康診断の費用 タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡等の購入の費用
保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 親族に支払う療養上の世話の対価
治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	<ul style="list-style-type: none"> かぜの治療のために使用した一般的な医療品の購入費用 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	<ul style="list-style-type: none"> 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1:人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。